

深谷市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分等について

令和8年4月1日施行

下水道に接続するための排水設備の設置などについては、適正かつ円滑に行えるよう、深谷市下水道条例などの関係法令に従い、深谷市が指定する工事店が行い、また、資格を有する責任技術者によって設計から施工まで監理されることとなっております。

「深谷市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分規程」は、違反行為を未然に防止し、市民のみなさまに円滑に下水道をご利用いただくことを目的として制定いたしました。

下水道指定工事店及び責任技術者のみなさまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、これまで以上に工事や事務手続きの適正化に努めていただきますようお願いいたします。

【令和8年4月1日からの取扱内容】

これまで口頭や文書での「注意」に留まっていたケースでも、最初から「警告」というより重い措置をとる新たなルールを設けました。

- ①無届施工による違反件数が5件以上
- ②完了届遅延による違反件数が12件以上かつ遅延2か月以上の場合

違反行為と処分内容

『深谷市下水道指定工事店規程』に規定されている責務・遵守事項を守らなかった場合などを違反行為として処分の対象としており、違反行為の回数や程度に応じ、文書による注意から停止・取消までの処分が適用されます。

※ 違反行為は処分規程別表1、処分内容は規程別表2で規定しています。

詳細については、深谷市ホームページを参照してください。

【お問い合わせ先】 深谷市役所 環境水道部下水道工務課維持係 TEL048-577-7542

【本規程の詳細】

<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kankyosuido/gesuido/tanto/1522211827537.html>



処分までの流れ

注意！軽易な違反でも積み重なると処分となります！

①違反行為の発生

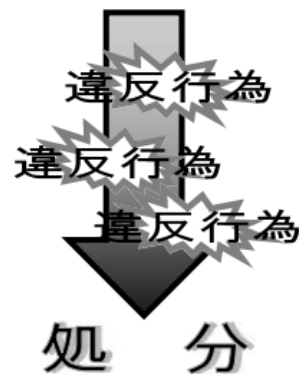
市が確認し下表の対応となります。

②違反が重なるなどにより処分対応となった場合

深谷市下水道指定工事店審査委員会にて処分適用について審査し

弁明や聴聞の後「一定期間の効力の停止（１年以内）」または

「指定・登録の取消」となります。



☆違反の程度と処分適用

対 応		違反程度	違反の種類・内容
注 意	口 頭	軽易な違反 または 特段の事情	別表１のア～ケ（完了届遅延など） 違反回数や種類に係わらず、事故・災害等考慮すべき事情がある場合
	文 書	比較的重大な違反 または 口頭注意２回後	別表１のコ～セ（無届工事など）
警 告		重大な違反 または 文書注意後	別表１のソ～タ（従業員の工事上の行為について責任を負わない場合など）
処 分		悪質な違反 または 警告後	別表１のツ（条例違反など）
			違反の隠ぺいや意図的な違反、処分逃れを意図する違反など 通念上悪質な場合

【口頭注意】 ・軽易な違反のうち、注意が必要と担当者が判断した場合

【文書注意】 ・比較的重大な違反１回目

・口頭注意が２回行われ、さらに違反した場合

・軽易な違反の別表１エ（完了届遅延）で違反件数５件以上かつ遅延２か月以上の場合

【警 告】 ・重大な違反１回目

・既に文書注意が行われ、さらに違反した場合

・比較的重大な違反の別表１コ（無届施工）で違反件数５件以上

・軽易な違反の別表１エ（完了届遅延）で違反件数１２件以上かつ遅延２か月以上の場合

【処 分】 ・悪質な違反１回目

・既に警告が行われ、さらに違反した場合

Q & A

Q：農業集落排水の排水設備工事も対象ですか？

A：はい。指定工事店に対する規程であることから、対象となります。

Q：違反行為の回数の考え方を教えてください？

A：違反の種類ごとではなく、市の報告書の回数です。１度に複数の違反＝１違反とします。なお、最初の報告から２週間以内であれば、同じ違反の報告は複数あっても１違反として扱います。

Q：文書注意や警告などは有効期間がありますか？

A：１指定・登録期間内に有効となり、各更新によりリセットされます。